

第6回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 3月 28日（金） 午前 10時00分
閉会日時 午後 00時07分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	谷田泰
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	森下真博	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	田中 光輝
学校地域連携担当課長	木内俊直	中央図書館長	代田 治

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成26年第6回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上8名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第20号 平成25年度板橋区登録文化財の決定について

(生涯学習課)

委員長 日程第一 議案第20号「平成25年度板橋区登録文化財の決定について」、次長と生涯学習課長から説明願います。

次長 それでは、議案第20号「平成25年度板橋区登録文化財の決定について」。上記の議案を提出する。

平成26年3月28日。

提出者は、橋本教育長でございます。

平成25年度板橋区登録文化財の決定について。

東京都板橋区文化財保護条例（昭和58年板橋区条例第16号）第4条第1項及び第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり新たに文化財を登録するもの
でございます。

提案理由といたしましては、板橋区文化財保護審議会から、板橋区有形文化財の登録等について答申があったため、これを承認し、文化財を登録する必要があるためでございます。

内容については、生涯学習課長から願います。

生涯学習課長 1枚おめくりください。

板橋区有形文化財の登録等について、ご説明をさせていただきます。

今年度においては、去る7月11日の第13回教育委員会で諮問内容を決定していただきまして、7月29日の第1回文化財保護審議会でも諮問いたしました。

その後、候補案件について調査研究を重ねまして、本年3月10日に開催されました第2回文化財保護審議会において審議をした結果、資料のとおり答申をいただいたところでございます。

新たな文化財の登録といたしましては4件でございます。

内訳は、有形文化財が3件、有形民俗文化財が1件です。

また、既存文化財の追加登録をするものが1件でございます。

資料をもう1枚おめくりいただきます。

平成25年度板橋区文化財保護審議会答申内容一覧に、詳細について記載がございます。

できるだけ簡潔にご説明をさせていただきます。

まず、番号1、菅原神社台地上遺跡出土旧石器時代遺物でございます。

種類は、有形文化財（考古資料）、673点です。

成増五丁目4番地の菅原神社一帯に広がる遺跡です。南側を百々向川、西側を白子川に囲まれた舌状台地上に立地し、平成5年の都営住宅建てかえ工事に伴い東京都埋蔵文化財センターが発掘調査し、弥生時代の集落を中心に旧石器から奈良・平安時代までの遺構遺物を検出しました。

今回の案件は、旧石器時代を対象としましたが、立川ローム層第Ⅲ層、第Ⅴ層、第Ⅵ・Ⅶ層から出土した石器ブロック31、礫群15、土坑1を確認しました。

中でも、石材の硬質頁岩製ナイフ形石器等355点が山形産頁岩である可能性が非常に高いものでございまして、原石に近い形で持ち込まれたと想定されるものでございます。板橋を含む南関東において、希少な石材を使用していた集団がいたことを示すことから、重要であると評価いたしました。

続いて、番号2、旧石成村観音堂鰐口でございます。

種類は、有形文化財（工芸品）でございます。

鰐口とはお寺で使われる仏具で、仏堂前につり下げられる梵音具でございます。

当鰐口は室町時代の応永27年銘が刻まれており、銅製金石文として区内三番目に古い年号を示しております。

鰐口の表面には「武州豊島郡赤塚郷石成村観音堂」の銘文が、そして裏面に「武州新座郡中目満願寺観音堂」などの追刻が施されておまして、この鰐口が室町時代に赤塚の観音堂にあったことを示す重要な歴史工芸資料でございます。

この鰐口の伝来につきましては、戦前から知られてはおりましたが、平成23年に、古美術カタログ「古裂会」を通じて区立郷土資料館が購入し、現在、区の所有となっております。

資料的評価の視点からは、中世に赤塚郷石成村で使用され、奉納された貴重な金工品でございまして、当時の時代状況の一端を伺わせる重要な資料でございます。

3番、旧養育院長渋沢栄一銅像でございますが、有形文化財（歴史資料）でございます。

養育院は、渋沢栄一が発起人の1人として設立した施設でございます。

明治12年に初代院長に就任後、昭和6年に92歳で亡くなるまでの50年間在職しました。銅像は、関東大震災による養育院大塚本院崩壊に伴い、大正12年、既に分院があった板橋への本院移転が決まったことを契機として、同13年に東京市長永田秀一郎らが発起人となりまして、「渋沢養育院長銅像建設会」を設立し、650余名の寄付を募り製作しました。

大正14年11月15日に、本院完成にあわせて建立したものでございます。

その後、様々な経過を経まして、平成25年6月に、東京都健康長寿医療センターの開院を機に現在地へ移設されました。

渋沢栄一像は、帝展・文展の審査員も務めました彫刻家小倉右一郎が製作した、当時、高さ4.3メートル、周り5.4メートルの花崗岩を台座に、高さ3.75メートル、重量1.8トンの青銅製の坐像でございます。

銅像は日本の福祉・医療の原点であり、当分野をリードしてきた「養育院」の歴史と、その運営の中心的役割を果たした渋沢栄一による社会福祉事業への関与の原点を明らかにするもので、板橋区の近代化の歴史を物語る資料として重要であるというような評価をしました。

番号4、日曜寺愛染講奉納石造物・奉納額。これは有形民俗文化財12群でございます。

日曜寺は、正徳年間、宥慶比丘が小堂を営んだことに始まりまして、宥慶に帰依した田安宗武やその室近衛通子が伽藍の整備と愛染明王木像等を奉納して祈願寺となったお寺でございます。

愛染明王は藍玉をつくるために欠かせない太陽をあらわし、「愛染」が藍染に通じることから本尊愛染明王が染色業者の信仰を集め、文化年間には紺屋らが玉垣を奉納して以降、近代まで多数の石造物が奉納設置されまして、信者の結社である講としての愛染講が発展しました。

内訳としましては、手水鉢1基、玉垣石1基、石製燈籠1対、芝染業同人之碑1基、岩城屋和吉之碑1基、紺屋講社の碑1基、石橋1本、玉垣1連、玉垣もう1連、会長武田房三郎君之碑1基、染物同業有志主催奉納額1点、愛染明王尊奉納額1点の12群から成ります。

特徴としましては、日曜寺における本尊愛染明王を信仰対象とした、愛染信仰と愛染講の歴史を伝えるものとして評価し、登録をいたします。

最後に、番号5、田中泰彦家文書でございます。

有形文化財（古文書）でございます。

田中家は成増地域の草分けの家で、江戸時代には成増村名主、明治時代以降は成増村副戸長、北豊島郡役所書記、赤塚村村会議員、成増町第一町会町会長など、地域の公職を歴任した家でございます。

当家の史料は、戦前の町会史料、地域新聞に特徴があるものとして平成22年度に古文書8,897点を登録文化財としました。

今回は、新たに発見した史料の追加2,680点でございます。

内容は、大きく4種類に分けられまして、1点目、江戸時代の史料。嘉永元年の名主任命状写、あるいは慶応2年、旗本の大屋氏からの御林開発免許状など。

2点目に、田中為静関係史料。当家30代の田中為静は幕末から明治にかけて北豊島郡役所書記や成増村菅原神社祠掌などを務めており、為静に関する神職任命状や履歴書がございます。

3点目、成増第一町会関係文書。成増第一町会の町会会員名簿や役員名簿。

日々の町会業務を記した町会記録など、これらはいずれも先の登録の際には確認できなかった町会の基礎的書類でございまして、戦前の町会活動を理解する上

で大変重要な史料となります。

4点目。近代文書。戦中期のポスターや新聞、戦前の写真、保険業務関係の史料があります。

今回、追加登録する史料も、成増地域の歴史の変遷や地域の動向を明らかにする上で、大変重要な史料として登録させていただきます。

以上、合計5件を区の登録文化財とすることを文化保護審議会より答申されましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

本日、教育委員会で決定していただきますと、本日、机上に配付させていただきました、同日で告示する予定でございます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

いずれも貴重な史料で、特に問題はないと思います。多分、石成村の鰐口は、たまたま見つかって、購入というか、取れてよかったかなというものではないかと思います。

多分、郷土資料館に、今、展示されているんですね。

生涯学習課長 はい。

委員長 あとは、古文書の類がいつもたくさん登録されてきて、今回は、比較的明治時期ですのでいいですけども、古いものは古文書の資料がたくさん集まっても、それを解読する人が今は少ないということで、なかなか整理できずにたまっているものがあるやに伺っております、その辺のところの手配もよろしくしていただけたらいいかなと思います。

生涯学習課長 はい、承知いたしました。

委員長 ほかにご意見がなければ、お諮りいたします。日程第一 議案第20号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第21号 東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

(庶務課)

議案第22号 東京都板橋区立学校公文書取扱規程の一部を改正する訓令

(庶務課)

委員長 日程第二 議案第21号「東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令」及び議案第22号「東京都板橋区立学校公文書取扱規程の一部を改正する訓令」について、次長と庶務課長から説明願います。

次長 それでは、議案第21号。
東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令でございます。
上記の議案を提出する。
平成26年3月28日。
提出者は、橋本教育長でございます。
東京都板橋区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令。
東京都板橋区教育委員会文書管理規程（昭和60年板橋区教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正するものでございます。
施行につきましては、平成26年4月1日。
提案理由といたしましては、東京都板橋区文書管理規程の改正に伴い、教育委員会の文書管理規程も同様の改正を行う必要があるためでございます。
続いて、議案第22号。
東京都板橋区立学校公文書取扱規程の一部を改正する訓令。
上記の議案を提出する。
平成26年3月28日。
提出者は、橋本教育長でございます。
東京都板橋区立学校公文書取扱規程の一部を改正する訓令。
東京都板橋区立学校公文書取扱規程（昭和63年板橋区教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正するものでございます。
施行年月日、提案理由は同様でございます。
内容については、庶務課長からご説明いたします。

庶務課長 それでは、本日、机上に配付させていただきました参考資料を中心にご説明させていただきますと思います。

文書関係規程の主な改正点ということでまとめさせていただきました。

まず、議案第21号。東京都板橋区教育委員会文書管理規程の改正ということで、こちらは、第2条の2、今ご説明した資料の下に新旧対照表がついておりますが、総合行政ネットワーク（LGWAN）、こちらは、総務省が設置いたしました省庁間、それと自治体間の報告等に使用していた文書に関してのみでございますが、そちらを使用しなくなったことによりまして記載の削除を行うものでございます。

続きまして、文書カードによる文書登録、文書進行管理を廃止して、グループウェアを利用した文書目録による管理に変更するというので、その後ろの第5条、第6条、第6条の2、第14条、第16条、これらに関して削除するもので

ございます。

それと、その他、文言整理等を行うものでございます。

続きまして、議案第22号。こちらは学校関係に当たりますが、東京都板橋区立学校公文書取扱規程の改正ということで、こちらは文書カードによる文書登録、文書進行管理を廃止いたしまして、文書目録のみによる管理に変更して、様式を削除するというものでございます。

こちらは、学校は文書登録件数が少ないということで、グループウェア上での管理ではなくて、文書上の、文書目録の紙ベースでの目録提出とするものでございます。削除する様式につきましては記載のとおりでございます。

その他、区の様式と同様に削除していくというものでございます。

それと、②の現在の文書管理状況に合わせた改正ということで、現在、使っていない様式の削除というもので、第7号様式（第27条関係）ですが、持ち出しカード、8号様式で貸出・閲覧カードというものを廃止いたします。

それと、刊行物作成報告による「板橋区刊行物取扱要綱」で定めている、これに関する様式の削除を行うというものでございます。

参考のために、削除する様式と板橋区の文書管理規程の新旧対照表をあわせてつけさせていただきました。

雑駁ですが、説明の方は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

要するに、板橋区の文書管理規程が改正されたので、それに伴って、同様に改正するというように理解してよろしいのかと思います。

庶務課長 はい。

委員長 適切に文書が管理されれば結構だと思います。

ほかにご意見がなければ、お諮りいたします。日程第二 議案第21号及び議案第22号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 平成25年度予算審査特別委員会（補正予算）総括質問答弁要旨
(資料・次長)
2. 平成26年第1回区議会定例会代表質問答弁要旨
(資料・次長)
3. 文教児童分科会（当初予算）報告（H26.3.11）
(資料・次長)

委員長　それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成25年度予算審査特別委員会（補正予算）総括質問答弁要旨」について、次長から報告願います。

次長　それでは、私の方から報告させていただきます。

（1）（2）（3）は関連しますので、時間の関係もあるので、一緒に報告させていただきます。

まず、資料の2月27日に行われました予算審査特別委員会（補正予算）総括質問の部分でございます。

公明党のなんば議員から、大規模改修についてということで、志五小を取り上げてのご質問がございました。

こちらにつきましては、今までやってきた大規模改修を見直して、新たな形で行っていくという対応を今後取ってまいりますので、その辺についてのご質問でございました。

具体的な変更内容等については、本日の報告事項の11番目「板橋区立学校施設大規模改修検討委員会の報告書」で後ほど説明させていただきます。

それから、共産党の荒川なお議員でございますが、私費負担のことについてご質問がございました。

この私費負担の部分につきましては、議会から資料の要求がございまして、お出ししているところなのですが、資料といたしまして、（2）のところに書いてあります、東京都が行っております「保護者が負担する教育費調査報告」というものをもとに、議会の方に資料提供していたところでございます。

この調査報告では、就学援助費を保護者の負担から差し引きまして、その額を、就学援助を受けている方も含めた全児童生徒で割り算して1人当たりを出しているというような関係がありまして、就学援助の比率によって、学校間で、就学援助が多くなると負担が少なくなる、就学援助の比率が低いと高くなるというような関係で、その差が大きな要因となっているというようにお答えいたしました。

これまで、これを使って色々と情報提供を、それを踏まえた形でしてはいたんですが、そのもとの部分、実際に保護者の負担がどのぐらいなのか、就学援助を差し引かないものを精査いたしまして、算定していきたいというようにお答えしてございますので、それにはお時間をいただきたいというようにお話をしてございます。

続いて、3ページの方で、田中やすのり議員。

コミュニティスクールの考え方について変更はないのかということでございましたので、従来と同じでございますが、学校での学校支援地域本部事業の拡大に力を注いで、地域の力を安定的に学校運営に生かせるようにすることが大切であるということで、そちらの発展としてのコミュニティスクールについては、今までと考え方は変わってございませんということで答弁してございます。

続きまして、資料のもう1枚の方にいきまして、3月7日に行われました代表質問でございます。

こちらにつきましては、自民党の佐々木としたか議員から、教育環境というこ

とで、②教育施設のセキュリティについてということでご質問がございました。

教育委員会として学校の危険箇所の把握等はどういうふうになっているかというご質問がございましたので、学校整備週間での例を挙げて、危険箇所のチェックをし、リストを作成し、対応し、翌年度の学校整備週間ではその状況を確認しておりますというように答弁してありまして、本年度の学校整備週間では昨年度指摘された箇所については全て対応済みであるというようにご説明しております。

続きまして、3ページのところで、中央図書館のあるべき姿についてということで、中央図書館の中央機能のあり方の報告を提案しました。議会にもいたしました。そのことについて、様々、ほかの分科会等でも議論がなされているところでございます。

これにつきまして、中央図書館機能のあり方の整理をいたしましたところですが、このような中央機能を発揮できる図書館としての施設の方向性については、平成26年度中に、現在地を含め、改築場所を検討していきたいということで、次期の基本計画に盛り込んでいきたいというようにご説明してございます。

続きまして、公明党の松岡しげゆき議員でございますが、就学援助についてのご質問がございまして、消費税増税分への影響の対応ですとか、生活保護基準への見直しの対応についてということでございました。

こちらについても、後ほど、学務課長の方から(5)で平成26年度の就学援助についてということでご説明をさせていただきますが、極力影響のないような形で対応するというように説明いたしております。

また、4ページの方には、幼保一元化の課題についてということで、今後の子ども・子育て支援新制度に立っての、私立も含めた形ですが、幼稚園のこども園への移行についての課題などについてご質問がございました。

こちらについては、私立幼稚園については国の財政援助が現在不明であることからなかなか方向性が見出せていないところですが、各私立幼稚園では検討を続けており、区としても制度の内容について情報提供していきたいというようにお話をしておりまして、区立幼稚園につきましては、私立幼稚園の動向や区立幼稚園の入園状況、それから地域の需要等を踏まえて、あり方について検討していきたいというように申し上げております。

また、次のところで教育改革についてご質問がございまして、改革案が成立した場合の影響とスケジュールということで、新聞報道されているが、それ以上のことについては把握していないということと、もし法改正されて整備がされれば、それらの組織の改正や区の規程整備などの対応が必要となってくると思いますので、注視していきたいというようにお答えしてございます。

一番下の市民ネットの高橋議員ですが、ICT授業研究実証実験校の選定についてのご質問がございまして、板一小、赤二中が選定された経緯についてのご質問がございました。

続きまして、5ページですが、民主党の佐藤としのぶ議員。

教育施策ということで、副校長の負担軽減ということでご質問がございまして、副校長を2人にしたらどうかとか、補佐の体制がとれないかというようなご質問

でございました。

現在の東京都の定数の配置では29学級以上が副校長2名配置となっております。区内では、副校長2名の学校についてはないということで答弁してございます。

それから、実際の補佐としましては、退職教員である非常勤教員の職務内容を、平成26年度から「副校長の補佐」という名称を加えるということで、授業の一部を担当しますが、あわせて副校長の負担軽減を図るようにしていきたいというふうに答弁してございます。

あと、6ページのところですが、あいキッズについての諸課題ということで、あいキッズについて様々なご質問がございました。

代表質問については以上でございます。

最後に、分科会の方でございますが、分科会速報ということで、資料の方をお配りしてございます。

教育関係の様々なご質問がございましたが、特に青少年センター、それから科学館、それから図書館、今後の方向性を報告してございますので、その辺についてのご質問がございました。

また、児童館の今後のあり方ということも検討されておりますので、そこについてのご質問がございまして、今後、児童館の配置のあり方についてまとまってくると思いますが、あいキッズとの関連などで影響が出てくると思いますので、ある程度の方向性が示されましたら、またご報告をしたいと思っております。

報告については以上でございますが、その後、この分科会の後、3月17、18、3月20日ということで総括質問が行われ、3月26日の本会議で、平成26年度予算、それから第1号の補正予算がともに可決、成立をしております。

また、この日、新教育委員として、松澤智昭さんが同意について議題となりまして、全会一致で同意されたところでございます。

以上でございます。

委員長　それでは、予算審査特別委員会統括質問、それから区議会代表質問、文教児童分科会速報についての報告でございますけれども、これらを合わせまして、質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員　佐藤議員の、要は、現場の対応というか、校数をどれだけ減らすとか、人が本当はもうちょっといた方がいいとかという話だと思うのですが、これから校務支援システムが変わったりとか、さっきの副校長を増す話もありますけれども、なるべく先生たちには、自分の力を高めることとか、子供の受ける時間がなるべく取れるような方向で、なかなか自分で人を採用するとかなんとかというわけにもいかないと思いますけれども、常にそこは大事にして考えていただいたらいいのではないかと思います。

高野委員　学校のメディアリテラシーの件について、保護者に対して指導というのが7ペ

一丁目にあったんですけれども、ちょうど教育懇談会のときに、中学校やなにかでそういうことの問題がいっぱい出ているというような声が保護者の方から出ていました。

その中に青少年の指導者講習会でそれを取り上げていたところに参加して大変参考になったというふうにおっしゃっている方がいたんですけれども、やはり保護者の方とか、大人もそういうことを勉強するのがすごく大切だなというように感じました。

保護者会とか学校だよりなどを通して、さらに、そういう問題が起きているということ、私も余りそこに行くまでは、テレビとかそういうのでは知っていたんですけれども、現実には結構深刻な問題として板橋区の学校の中でも起こっているということや何かは、余り認識がなかったので、是非、保護者会、学校だよりなどで保護者の皆さんにも学ぶ機会を、知っていただくことが大切かなというように思いました。

委員長 メディアリテラシーの部分に関しましては、携帯電話を買い与えているのはあくまでも保護者なので、本来でしたら、保護者がきちんとその辺を学習して、承知の上で買い与えなければいけない。

学校が本当は指導する問題ではないとは思いますが、1つの機会として学校でそういったことを教えていくのもいいと思うんですけれども、以前、某小学校で、携帯電話の話があるというので行ったんですけれども、実際にそこに来ていた人はPTA会長と関係者で、実際の保護者は1人だけでした。

ですから、保護者自身の関心が少ないというのも非常に問題があるかとは思っております。保護者はもっと積極的にそういったことを勉強していかなければいけないかなというように思っておりますけれども、ただ、学校としては色々な情報を持っているので、機会があれば、是非、それを保護者の方にも伝えてほしいなと思います。

それから、それとは別になりますけれども、私費負担の額の開きについてですけれども、学校によっては、自分ところの体育館では、式等、学芸会とかそういったものをやるには狭過ぎるので、公の公会堂を借りてやるときに、その費用は生徒負担とか、往復の交通費が生徒負担になっているというのがありましたけれども、そういった、その学校が、たまたま人数が多いために使えなくて広いところを使うような場合には、是非、公費で出してほしいなというように感じました。

それから、教育施設のセキュリティーの部分で、最近、落雪で体育館が壊れるとか、屋根が落ちるといった話もあります。体育館に限らず、ちょっと簡単につくってある渡り廊下とかそういったところも今後は点検していかなければいけないかと思っておりますし、通学路につきましては、落雪の対策を含めて、危険箇所のチェックも必要かなというように感じました。

以上でございます。

生涯学習課長 先ほど、青少年指導者講習会の話が出たのですけれども、そのときに、講師の方は、子供に無媒介にスマホ等を与え過ぎているということで、親がきちんとフィルタリングをするというのは本当に親の役目なのだとことを力説されておりまして、こういうようなことを親が知らないということ自体が問題だということで、是非、今後、家庭教育学級の中でも、最大のテーマとして説明会のときに提案していきたいなというように思っています。

青木委員 そのお話になりますけれども、皆さん、親御さんの認識というのはすごく大事なのです。最近よく言われるのは、ネットにつながっている世界、携帯を持っているとつながっているというのは、つながる世界がやってきたという話になるのです。

それは、いい面で捉えれば自分から情報を発信したりとかできるのですけれども、逆に言うと、それを運営している会社や他者から見ると、その人の行動形態が全て分かるという逆説的な考え方がある。

だから、そういうリスクもありますよということを、やはり使う人たちに全部認識してもらわないといけないですねというのは、社会の問題を提言するというか、議論する中では実際に出てきている話なので、その辺のところを親御さん自身によく理解していただくということが、まず一義的に大事だと思います。

それから、先ほどの委員長の話で気になっているのは、渡り廊下等を含めて、この間の大雪の中で、実は死亡事故が最も起きているのはカーポートですとか、あれで潰れて、お家で亡くなったという事例が実は非常に多かったというふうに聞き及んでいます。

ですので、そういうものが学校教育施設にある場合には十分注意して見ていく必要があるのかなと思っています。

以上です。

委員長 家庭学級で話していただけるのは本当にいいのですけれども、本当に聞いてほしい方が家庭学級になかなか出てこないという。だから、そういう人にどうして出てもらうかというのも1つの課題ではあるかなと思っています。

ということで、この報告事項に関しては、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 平成26年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）について

(庶一1・庶務課)

委員長 では、報告4に移ります。「平成26年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 「庶一1」の資料をご覧ください。

区の職員全てですけれども、内示が出ていましたので、こちらの方でご報告させていただきます。

まず、課長級の転任でございます。

学務課長に、広聴広報課長であった榎木恭子が転入してまいります。

それと、新しい学校づくり担当課長に、区民文化部の国際交流課長である新部明が入ってまいります。

それに、学校配置調整担当課長。こちらは新設ポストですが、産業経済部のくらしと観光課長である水野博史が入ってまいります。

転出でございます。

学務課長であった森下真博が子ども家庭部子ども政策課長に、新しい学校づくり担当課長である田中光輝が区議会事務局次長に転出いたします。

3の係長級転入・昇任につきましては15名。うち、その場昇任が3名おりますので、新たな転入は12名という形になります。

それと、裏面を見ていただきますと、係長級転入ということで、12名の者がそれ変わるものとして入ってまいります。

それと、係長級の退職ということで、学校地域連携担当課の主査が退職ということになります。

異動については、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

森下課長並びに田中課長には大変お世話になりました。ありがとうございます。

特に、大山小学校の統廃合については大変ご努力いただきまして、無事、閉校式も終わりました。ありがとうございます。

新しい職場でご健闘くださいますよう、よろしく願いいたします。

ということで、よろしいですか。

○報告事項

5. 平成26年度の就学援助について

(学一1・学務課)

委員長 では、次に、報告5「平成26年度の就学援助について」、学務課長から報告願います。

学務課長 「学一1」の資料の方をご覧ください。

平成26年度就学援助でございます。

まず、最初の3行目でございますが、平成26年度の就学援助制度につきましては、まず昨年8月に実施された生活保護基準の見直し。そして、本年4月から実施されます消費税の増税、それに合わせました給食費の改定、そして「いたばし未来創造プラン」において掲げられております就学援助制度の見直し、以上のような項目を検討した結果としまして、ここに整理させていただきました。

まず、1番、生活保護基準見直しへの対応でございます。

就学援助の認定基準は生活保護基準をベースに定めているため、生活保護基準が引き下げになりますと就学援助認定基準が下がるということで、就学援助対象外となるものが発生してしまいますが、国の方では、「できる限りその影響が及ばないように対応する」方針といったものを掲げておりますので、板橋区の方では、平成26年度につきましては引き下げ前の生活保護基準をそのまま使うという方向で、就学援助について生活保護基準の見直しの影響が及ばないように対応するというようにしているところでございます。

また、平成27年度以降につきましては、さらに生活保護基準の見直しが言われておりますが、これにつきましては、福祉部局と連携を密にし、情報収集を行いながら判断していくという方向性としております。

2番目、消費税の増税及び給食費の改定への対応でございます。

まず、①給食費の改定でございますが、小中学校の夏季休業期間が5日間増となったことで給食実施回数は減となっております。

また、消費税増税に伴う約3%分が値上げとなっております。

給食費を除く支給費目でございますが、給食費はこのまま値上げについて対応させていただきまして、宿泊行事費にかかる経費以外の支給費目については、国や、他区の動向ですとか、都の財調単価で設定しているものがございますので、そういった状況を注視しながら、基本的には増税についていくといたしますか、合わせて就学援助の額を引き上げるという方向で調整しております。

そして、3番、「いたばし未来創造プラン」に基づく見直しへの対応。

いたばし未来創造プランにおいて就学援助費の見直しというものが掲げられておりますが、今回、見直しの内容に関しましては、各費目別の支給単価を中心に検討してきたわけでございますが、その中でも支給単価の高い宿泊を伴う援助費目につきましては、経費の節減を図りまして、今回、消費税増税前の支給単価に据え置く。消費税が増税されても、それに合わせて引き上げないという、据え置くということを、事実上、見直しということで実施していきたいというように考えているところでございます。

1枚めくっていただきますと、平成25年度、今年度の就学援助費の支給予定表が参考までに掲げられております。

このような形で、学年ごとに違うものもございますし、小学校・中学校でそれぞれ異なってきておりますが、実際の給食費を除きますと、こちらの表にありますように、支給が7月から8月にかけてスタートいたしますので、それまでに、先ほど申しあげました学用品ですとか、こういったものの増税に合わせて引き上げるものにつきましては、金額を定めて保護者の方に通知し、実施していきたいと考えているところでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

委員長

質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

就学援助をする基準は課税所得が主になっているというように伺っております。

て、サラリーマンの課税所得と自営業の課税所得というか、所得の状況が非常に違うので、仮に同じ課税所得であっても、サラリーマンの方が本当は厳しいんだというように聞いておまして、本人というか、保護者の資産が非常にあっても、たまたま課税所得が低ければ就学援助はもらえる。

巷のうわさでは、あそこのうちは自分の家よりもいい車に乗っていて、さらにテレビも大きいのに、就学援助がもらえるんだといううわさが流れたりするのですけれども、やはり援助する基準というのは変わらないのでしょうか。

学務課長 毎年、正確には6月に決定する住民税の税額をもとに算定するというので、実際には、その方の世帯の状況によってそれぞれ基準額が変わってくるわけですので、世帯の状況に分離があったり、合併があったりすれば、その情報もいただいて中身を見ていくわけなんですけど、基本的に役所の方で客観的に判断するとなりますと、そういった税額の情報でしか実態としてはつかみにくいところがありますので、できるだけ正確な情報であったり、世帯の状況等々を確認して判定するということしか言いようがないところであるのですが、そういった状況でございます。

委員長 例えば、修学旅行費というのは、全額が援助されるのか、一部なんですか。

学務課長 基本的には実費相当額なのですが、就学援助で、今、別表に掲げられておりますのは、いわば限度額ですので、これが実際に就学援助の限度額ですので、実際には各学校で、就学援助をもらっていない方も含めて、限度として修学旅行ですとか移動教室を実施しているということになります。

実際にはこの金額を下回っていますので、その報告を受けて、実費相当額を援助するという形になります。

委員長 ほかに。

高野委員 体育実技用具ということで、柔道着が7,630円以内というように書いてあったのですが、整備週間で学校を回っていたときに、志村五中では3,000円で柔道着が買えると。校長先生のお知り合いの方がやっているということで、たまたま、就学援助とは関係ないのかもしれませんが、そういうように安く買えるということや何か、学校に紹介してあげたりすることができれば、こういう援助を受けている方も含めて、皆さんの負担が減って行くのかなどというように、この表を見せていただいてちょっと感じました。

それと、あと、先ほどの宿泊を伴う援助費目について。これは、いわゆる就学援助を受けない方たち、一般の方たちも同じ金額で、経費の節減を図るということなんですけれども、自分たちで負担している方たちも、全員の分が、経費を節減して個人の負担自体が少なくなるようにしていくということですよね。

学務課長 就学援助費がこの金額というように限度額を掲げていますので、実際に就学援助をもらっていない方についても、学校側としては事実上これを限度額としてコントロールしているわけですので、この就学援助費の限度額を据え置くということは、一般の方の負担も据え置くというか、上がらないようにコントロールする部分がありますので、今回、就学援助をもらっていない方にとっても私費負担の軽減率が違うということで、据え置くというように判断させていただいたものでございます。

先ほどの柔道着の件ですけれども、柔道着にかかわらず、先ほどの議会での質問でもありましたが、私費負担という部分が色々ございますので、学校ではそれぞれ色んなルートであったり、様々なチャンネルを使って、私費負担の削減に努めていただいているとは思いますが。

学校によって、特に3月の入学時期にかばんであったり、制服であったり、色んなものが必要になってきますので、それにつきましては各学校で色々工夫されていますけれども、学校ごとに何かいい情報があれば、それを上手くネットワーク化すると全体的に削減ができるのかなというところもありますので、その辺は、ちょっと実態を見てみる必要があるのかなと考えているところでございます。

委員長 学校ごとによって違う帽子とかは無理としても、柔道着みたいに同じでもいいようなものは、板橋区全体でまとめて同じものにして安くする方法もあるのではないかなという気もいたしますけれども、その辺をまとめるのはしないですね。

学務課長 今、柔道着については買わせない学校もありまして、貸し出すような形で、学校で購入しているところもありますので、授業数にもよるのでしょうか、どのような方法がいいのか、学校の方で今それぞれ工夫していただいているという状況でございます。

委員長 よろしいですか。

(はい)

○報告事項

6. 平成24・25年度青少年問題協議会提言概要について

(生一1・生涯学習課)

委員長 では、報告6「平成24・25年度青少年問題協議会提言概要について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、平成24年、25年度板橋区青少年問題協議会提言概要について、ご報告させていただきます。

資料「生一1」をご覧ください。

なお、概要と提言書を資料として事前に送付しておりますが、印刷した冊子が

昨日納品されましたので、本日、お手元に配付させていただいております。緑の冊子でございます。

平成24年10月に平成24年、25年度の青少年問題協議会が発足して以来、小委員会を7回、全体会3回を開催し、「家庭・学校・地域の新たな連携の方策について」を協議テーマに据えまして、協議を重ねてまいりました。

3月12日の全体会において、協議会から区長へ提言書が提出されましたので、ご報告させていただきます。

提言は、全3章により構成されております。

まず、第1章「国、都及び区における青少年施策の動向」と第2章「区の青少年健全育成に関する施策について」をお読みいただくと、青少年健全育成に関する施策の全体像が分かるようになっております。

そして、資料を1枚おめくりいただいて、第3章「家庭・学校・地域の新たな連携の方策」、これが協議会の協議結果をまとめたメーンの内容でございます。

この第3章におきましては、家庭教育力・学校教育力・地域教育力、安心・安全力の4つの向上のために5つの提言を記載しております。そして、提言ごとに方策、方策ごとに黒丸で具体的な取り組みといった形で、具体的に何に取り組めばいいのか、分かりやすいように記載を工夫しております。

今回の協議会では、青健・PTAはもちろんでございますが、寺子屋や学校支援地域本部なども含めまして、各団体で実際に活動している方に委員として参加していただきました。

それぞれの分野における活動内容、課題について情報共有を図ることで、この協議会自体が家庭・学校・地域の連携の第一歩として機能したというように考えてございます。

また、協議を通じて、家庭教育力アップが大きなテーマとして改めて認識されました。学校現場で起こる問題行動等についても保護者の側に課題があるというケースが多々見られるということで、教育における今後の大きな課題であるというように認識しております。

具体的な方策として今回いただいた中には、学校支援地域本部事業の推進、教育支援センター等の区で進めている事業に関する内容もございます。

また、家庭教育支援チームの創設という新たな提言もいただいております。

これらを含めまして、提言の内容については十分研究をして、実現に向けて検討を進めてまいりたいというように考えております。

以上、ごく簡略にご報告をさせていただきました。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 あくまで感覚的な話になりますが、例えばここ10年ぐらいを考えたときに、地域の町会の加入率は決して上がってはいなくて、どちらかというと下がっている傾向がありますね。

でも、例えば今回、小学校とか中学校の卒業式に行くと、保護者の参加、特に

父親の参加が10年ですごく増えているなと思っています。

ですから、お父さんたちも、大分、公立の教育とか、子供たちに関心を持っている家庭というのは増えているのではないかなと思います。

ですから、このあたりを、例えば提言1とか、家庭教育力とか、学校教育あたりと何か上手くつなげていくかということが私は大事になってくるというか、そうやって一步踏み出してきている方が増えているというところに何か上手くチャンスを見出すことができれば、随分変わってくる部分もあるのではないかなというようにちょっと感じています。

以上です。

高野委員 ずっと拝見して、今までこうだったらいいな、こうあればいいなというようなところが具体的に提言として言葉に書いていただいたので、是非、それを実現に向けて、すぐ取り組めるものもかなりあるなというように思いましたので、それぞれ関係する団体の方たちにこの提言をしっかりと受けとめていただいて、できることから取り組んでいただきたいと思います。

それと、あと、PTAの地域団体活性化のための仕組みづくりというところで、やはり地域の中でなかなか携わっている方たちの年齢層が高くて、若い世代が入ってこないというのがあるんですけども、例えば青健ですとか、そういうところの組織の規約自体に、例えば副会長になるには町会長でないと出来ないという規約の壁などもあると思うのです。

ですから、若い人たちが入りやすいような、規約の面や何かもう一度見直して、人の入れかわりというか、そういうものが促せるようなことをしてあげることも大事ではないかなというように感じました。

生涯学習課長 まず、先ほどの谷田委員のご指摘でございます。

当然、今、父親の方が色んな行事に参加する率は高くなっているというように思っております。

一方、色んな子供の課題について、どこまで踏み込んで学んだりというような部分では、やはり今は非常に社会の価値観が多様化しておりますなかなか踏み込めないという現実の中で、例えば、特に家庭教育については今まで聖域というか、なかなか行政の踏み込めないというような課題もございました。

そういう中で、今、やっぱりそういうようなところをきちんと克服していかないと子供全体の教育力の向上というのは望むことが非常に厳しくなっているのではないかなというようにも受けまして、今回、家庭教育力アップというところを少し課題として提言させていただいたのかなというように思っております。

もう一方、PTAの経験者については、もっと地域の団体につなげるような意識を地域の方でもしてもらいたいというようにもございまして、今回、青健の会長さんも委員のメンバーになっておられまして、是非、その辺については考えていかなければいけないというように認識に立たれているのかなというよ

うに思っております。

そういうことで、当然、今、高野委員がおっしゃったように、規約等の壁というものもあると思いますので、この点については、今後、検討を加えていく必要があるのかなというように思っております。

ありがとうございました。

青木委員 1つだけ、ちょっと見ていて、もしこういうことができればというので。

この間、中学校、小学校の校長先生たちとお話をさせていただく機会があって、やっぱり人材が非常に厳しいという話がどこでも出てきて、それで、幾つかの校長先生から、具体的に、依頼ではないのですけれども、こういうことができればというのであった中に、大学生の支援という話が出てきております。

実際に、具体的にできるかどうかは分かりませんが、幾つかの小学校、中学校では、近隣の大学生を巻き込んでという形で、大学生のサポートが入ってくるような話が出ておりますし、私のところも含めて、今の大学生は結構、社会に役立つことをしたいという思いが強い、非常に素直な子が多くなってきているという認識を持っております。

ですから、その辺の、比較的時間のあるという言い方はあれかもしれないですが、若者たちはバイトも大事ですが、バイトしているだけではなくて、こういう社会貢献ということ、地域ですとか、あるいは教育の現場でもう少しやってもらうような仕組み・制度、それから、そこに上手く入れるようなまた流れというのができるといいのかなという気はしておりました。

その辺を、ちょっとこの辺で、もし、上手い形で検討いただけるようであればと思います。

生涯学習課長 14ページの教育支援人材育成の推進のところ、教育支援センターの中に、教育支援人材コーディネート事業をやっていくということで、そこには企業とか大学との協力関係を強化していくということが計画されているというような記載が1つあるだけなので、この辺については、今後、教育支援センターを中心として、どう大学と学校を結びつけていくかというような部分については、検討の余地が非常にあるかなというように思っております。

その辺については今、非常に色んな行政の中で研究されているテーマで、色々、導入している事例もございますので、その辺をしっかりと考えながら計画を進めていっていただけるようにしていきたいなというように思います。

青木委員 何となくなんですけれども、企業や何かは、いわゆるインターンシップというような形で気軽に職場体験ができるような仕組み、あるいはそれを公表しているような流れが大分出てきているので、教育の場で、もうちょっとプロジェクトを組んでというような、割と大きく、かなりガチガチに考えたようなものではなくて、先生を通さずに学生たちが気軽に行けるような仕掛けができると、もうちょっと動きが活性化するのかなという気がしています。

委員長 先ほどの報告の中で、家庭の教育力が大切だというお話がありましたけれども、確かに核家族化で、親から次の親への伝達がないし、あるいは近所づき合いがないので隣同士の情報交換がないとか、親が就業しているために子供との接触というのが非常に少ないというようなことがあると思うのですけれども、できれば、できるだけ親と子供が接触できる機会を多く取れるような施策が何かあるといいかなとは思っております。

それと、そういった状況ですから、実際に親がどういうふうにしたらいいか分からないというケースも多いのではないかと思いますけれども、入学前の10のルールのように、親がこうした方がいいのではないかというマニュアルがあると本当は一番いいかと思います。

なかなか官製のマニュアルですと絶対反対されますので、つくるのは難しいと思うのですけれども、一般的に書籍としてそういったマニュアルが色々出てきて、それを参考にできるようなことがあると非常に親としても1つの指針ができるのでいいのではないかなというように思っております。

話すと長くなってしまいますのであれなんですけれども、江戸時代のころにも、そういったマニュアルを見て自分の生活を決めていったというような人がおりました、そういったのがあったと非常にいいかなとは思っております。

でも、大変きれいにまとめていただきまして、内容的にも大変濃くなっているのではないかと思います。

では、よろしいですか。

(はい)

○報告事項

7. 平成26年度区立学校管理職異動について

(指一1・指導室)

委員長 では、次に報告7「平成26年度区立学校管理職異動について」、この案件は、人事案件のため、非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に聴取することとします。

○報告事項

8. 大学との事業連携に関する協定の締結について

(指一2・指導室)

委員長 報告8「大学との事業連携に関する協定の締結について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指一2」でございます。今も大学の話が出ておりましたけれども、来年度、4月より、福井大と日本女子大、この2つの大学と私ども教育委員会が協定を締結するということについてのご報告でございます。

まず、福井大学につきましては、赤塚第二中学校がこれまで3年にわたって中心になって進めてきたわけですが、これまでは福井大と赤二中との締結ということで、学校単独で実は行っておりました。

次年度、中台中の教員がまた福井大学大学院の方にお世話になることになっておりまして、区全体として包括的な提携が必要ということですので、赤二中との締結は今年度をもって終了として、教育委員会として新たに4月1日から締結するというものでございます。

福井大の協定書につきましては、2枚目にとじ込んでいるものでございますが、主たる連携の内容としましては、今、申しあげましたとおり、教員が向こうの大学院の方に通わせていただいて勉強させていただくことが1点と、それから向こうの福井大の方から先生方にこちらに来ていただいて、板橋の学力向上のために色々ご指導・ご助言をいただく。あるいは、研究の成果等を広めていただけるということでございます。

これが福井大についてでございます。

2点目の日本女子大については、新たな提携でございます。

学校としては文京区にあるのですけれども、是非、板橋と、ということで提携が進んでいく状況になってございます。

この大学院のインターンシップを中心ということで考えているところでございますけれども、日本女子大については、添付の3枚目が協定書の案として、今のところ進めるものです。

これらにつきましては、教員が日本女子大の方に行って勉強させていただいたり、あるいは大学の講師として参加させていただく一方で、大学の方からは、学生さんをインターンシップとして各学校で使っていただけるように、つまり、日本女子大で単位認定をしていただけるような形で板橋と提携いたします。

また、一方で、大学の先生方も板橋区内の各学校の方に指導・助言していただけるという形で、双方がWin-Winの形で取れるというような提携として考えております。

今後、協定を結びまして、4月1日から効力を発揮するような形で考えております。

将来的には、他の近隣の大学ともこういった提携を結んでいながら、教育支援センターでも大学の提携のことはうたっておりますので、進めていきたいというようには思っています。

先ほどの学生の活用について、各学校でもニーズが高いということもありますので、1つはインターンシップという形で色々な学校で取り入れていけるような制度を整えていきたいということで、締結を、今回、2校について先のとおり行うということでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

青木委員 1点、よろしいですか。今の日本女子大の話は非常にいいことだと思って、是非、進めていただきたいのですけれども、これは例えば、この協定書を全部読み切っていない部分があるのですけれども、大学院の学生さんがというのとは別に、先生方が日本女子大へ行って、例えばの話、大学院ですので修士論文とか、そういうものを獲得するような流れというのは計画の中に盛り込まれているのでしょうか。

指導室長 福井大と同じ様な形でできれば。福井は遠いものですから、実際に、近くの大学でそうやって修士が取れるのはいいかなと思っています。

一般の先生方も大学の聴講生みたいな感じで一緒にゼミを受けて、学び直しをしたいという教員が結構多くて、もう一回心理学を勉強したいとか、そういうのも受け入れてもらえるように話は進めていまして、この協定書のほかに、細目とかも、これから整理していきながら、できることからやっていくという形です。

青木委員 日本女子大さんが、これは理数系みたいなものも入っておられるのですか。

指導室長 その中身までは不十分ですが、日本女子大は教員になる人が学べる場所です。

青木委員 基本的には、教育学修士。

指導室長 そうですね。そうなります。

青木委員 分かりました。ありがとうございました。

委員長 福井大学の先生は本当に頻繁に赤塚二中の方に来ていただいている、大変よかったかと思っています。

福井大学が逆に赤塚二中に来たりするのは、国の補助金があるということで結構、頻繁に来られるのだと聞いております。できれば、だから、そういうのは十分に利用した方が我々にとってもよろしいのではないかと思います。

ですから、日本女子大学以外にも、ほかにも大学で、二、三、聞いているところもあるのですけれども、是非、そういったところも提携していただいて、先生方も勉強するチャンスがあちこちに増えればよろしいのではないかと思います。

指導室長 福井大は、赤二中にももちろん継続して来ていただくことになっていますし、加えて中台中ということですので、非常にパイプが太くなっていくのかなと思っています。

委員長 こういった事業をすることによって、是非、板橋に行きたいという先生が増えれば、また結構ではないかと思います。

よろしいですか。

(はい)

○報告事項

9. 板橋区立学校における体罰等について

(指一3 ・指導室)

委員長 では、報告9「板橋区立学校における体罰等について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指一3」でございます。体罰等ということで、体罰案件については3件、もう1件がUSBメモリの紛失ということでございます。

1件目につきましては、区立緑小学校の2年の担任ということでございますが、今年度の担任をしている子供たち複数名に対して、複数回、頭を叩くなどの体罰を行っております。

また、②にありますとおり、不適切な発言として、中耳炎の子供さんに対して、「声がかんかんするのだったら、耳栓をすればいい」というような発言もしてございます。

また、③にありますとおり、保護者から仕入れた携帯電話の情報をほかの保護者に勝手に流してしまったという情報の不適切な利用。

発生の原因としましては、当該の教員にそれだけの意識がなかったということに尽きるわけでございますけれども、校長の方では2月上旬には察知していたということでもございましたけれども、それでも、うそを繰り返していたということもあり、報告が最終的に遅れたということもございます。

保護者会を当該の学年と全校とで2回行っておりますが、昨年度担任した現3年生にも体罰をしたということが明らかになっておりまして、もう少し調べをしていく必要があるかなという状況でございます。

続いて、裏面です。

体罰事故の2件目ですが、学校名については、体罰を受けたお子さんの保護者の方に、学校名を公表することは差し控えていただきたいという強いご要望がありますので、今回の報告でも「区立中学校」ということでとどめさせていただきたいと思っております。

中学校の教員が、2年生の生徒に対しまして、右足で相手の左足の膝の下当たり、このあたりを蹴る。していたマフラーをぐいと引っ張った、不適切な指導ということでございます。

原因としましては、下校中の指導だったわけですが、学校の中に入り込んでいた理由を、うそをついていたということで、この教員がかっとなってしまって最終的に体罰に及んだというところでございます。

この学校につきましても、3月20日に臨時で保護者会を持たせていただきまして、当該の被害を受けた方、あるいは周りの方々にはご理解をいただいたとい

う状況でございます。

2枚目の表でございますが、3件目の体罰でございます。

桜川中学校の校長による体罰ということでございます。

桜川中学校については、サッカー部の顧問は、いるにはいるのですけれども、土曜日・日曜日は校長先生が自ら顧問を買って出て、子供たちの指導に当たっているところで起きた事故でございます。

この日はサッカー部の練習試合だったのですが、それが終わって、全て片付けも着替えも終わって解散というところで、子供たちがなかなか静かにならなかったために、校長としては指導していたのですが、1人の子供さんがそれでもなおかつしゃべっている状況があったために、かっとなってげんこつをしてしまったというところでございます。

その後、中学校では、3月25日にサッカー部の保護者会を6時から、全体の保護者会を7時から行いましたけれども、当該の生徒さんの保護者の方に謝罪をし、学校全体にも迷惑をかけたということで、校長自らが謝罪しております。

なお、校長による服務事故でございましたので、この保護者会には事務局次長と庶務課長が出席して、経緯の説明をさせていただきました。

現在、この校長につきましては、一昨日から本日まで3日間、教育委員会事務局内で研修を課しております。その結果をもって、来週以降、どのようにするかということは教育長の決裁を待つところでございます。

最後に2枚目の裏面でございますが、USBメモリの紛失でございます。

高島第五小学校。4年生の担任しているクラス20名分の今年度の成績全てが入っているUSBメモリ、これが紛失となっております。現在、見つかっていません。

USBメモリにはパスワードがかけられているということでございますが、また、学校の外に持ち出したこともないということから、校内で何らかの形での紛失というふうに考えておりますけれども、まだ見つかっていない状況でございます。

当該の学校におきましても、26日に保護者会をさせていただきます。保護者の方のご理解は得たところでございます。

今日現在まで、悪用されたとか、流出されたという情報は入っておりません。

成績の一覧表については、成績をつけ終わった後ということでございますので、子供たちの通知表についてはちゃんと渡すことはできておりますので、直接的な被害は、このメモリがなくなっているということのみになるかというように思っております。

報告は以上でございますが、体罰の根絶につきましては、8月30日に体罰ゼロ宣言をさせていただいて、教育委員会と校長会でゼロを目指していこうということを行ったわけですが、それ以降、7件が発生しております。

3月19日に臨時の校長会をして、改めて、校長会のところでもゼロ宣言を全員で読み上げたところですが、先ほどの桜川中学校の件は、校長自らがその3日後に体罰に及んでしまったということで、大変遺憾であり、残念な結果としか言

いようがございません。

また、USBにつきましても、年間で何回か、答案の紛失も含めて、こういった個人情報の紛失が止まることのない状況で、大変危険な状況と思っております。教育委員会としては、体罰等については、私ども指導室の方から改めて学校に注意喚起と、教員に直接メッセージが送れるようなものを今考えております。

USBにつきましては、庶務課長の方から改めて適切な管理運営について学校を指導するというにさせていただくことになっております。

色々ご心配をおかけしまして、申しわけございません。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 体罰の件に関しては、報告を見る限りだと、色々、ケース・バイ・ケースで対応も違ってくるのかなという感じがしますけれども、ただ、宣言もしたり何なりしている中で、教育委員会として考えていることと、実際に現場でそれぞれの先生たちが色々やっていたに、すごくギャップがあるということのかなというように思うのです。

だから、そうなってくると、例えば臨時校長会を開いてというような対応も当然大事なのですが、一つ一つの案件をもう少し丁寧に理解して、どこら辺に課題があるとか、もう少し、やり方とか、考え方とか、共有することとかも変えていかないと、なかなか難しいのかなという感じがします。

ですから、当然、これはあってはいけないことなので、それはそれでまた言い続けなくてはいけないんだと思うのですが、根本的な部分で現場の人たちが感じていることというのはちょっとずれがあって、では、どうしたらいいんだろうということまで私には案がないのですが、なかなか、どうしたらいいのかなという感じも思っている。

とにかくこういうことがあってはいけないので、是非、そのあたりは厳しくやっていかなくてはいけないということもあると思うのですが、それだけでは、余りいい方向にいかないような感じも、これだけ続いてしまうと。

以上です。

指導室長 今回の3件のうちの後半の2件については、これは、ほかの体罰の例と同じ原因なのですが、子供を指導中に、最後に、子供の一言とか、ちょっと舌打ちされたとか、態度でかっとなるというケースで、やってしまった後に非常に反省をするというケース、これを繰り返しています。

それから、1枚目の緑小については、ご覧いただいたとおり常習ですので、明らかに考え方そのものが違っているという悪質な例だというように思っています。

教育委員会で、直接、教員指導するのは研修しかないのですが、来年度は、体罰の研修も、もちろん、いじめと合わせて、教育支援センターのスタートに合わせて前倒しでやっていくのですが、そういう中で、自分の怒りのコントロールの仕方

はどういうふうにかえるかというところからやっていく必要があるかと思っています。

校長会でも話したときには、毎月、服務事故の研修をやっていただいているのですけれども、少し踏み込んだ形の研修をしていただいて、一人一人が、自分がそういう状況に追い込まれそうになったときに、一歩、唾を飲めるかどうかというところなのではないかなというように思っています。

また、新たなアプローチの仕方を校長会と考えているということです。

高野委員 最初の体罰の件については、昨年も同様のことがあったということなのですが、そういう声というのは学校の校長先生とかに届いていないのでしょうか。

この件もそうなんですけれども、そういう上がってきた声をしっかり受けとめてあげられるような学校内の体制とか、そういうものが構築されていないと、本当に重大な問題になってしまうなというのを感じました。

それと、あと紛失事故なのですけれども、私は、前回、答案紛失のときに状況を聞いてびっくりしたんですけれども、自分自身もそういう答案を扱うような仕事をしていたときがあるのですけれども、預かったら、まず枚数を数える、作業をしたら、袋に戻すときに枚数を数えるとか、それがすごく基本だったので、答案というのは子供たちが一生懸命勉強してきて、それに取組んだ大切なものだという意識が低いと思うのです。

このUSBメモリや何かについても、本当に単純なマニュアル、使ったら戻すというチェック表をつくるとか、日常の忙しさでおろそかにしてはいけない部分だと思うので、出したら、戻して、チェックをするというようなものをつくるか、あとは、先生方に「そういうことを自分自身がやっていますか」というようなアンケートをして、それを何回もやって、「またか」と思うぐらいであっても、気持ちの緩みというものをなくしていくようにしないと、本当に、余りにも件数が多いので、校長会でお伝えしたとか、学校に帰って先生方に話したというようなことでは、今後も続くのではないかなというような気がしました。

指導室長 この緑小の件は、学校は昨年度のことを昨年度中にはつかんでいないです。

今回の件が明らかになったときに、当該の2年生の臨時保護者会をやったときに、前の学年の方も、お子さんのいる方がおられて、「去年、うちの子もやられていました」という発言があったことから、現3年生にもやられていたんだということが明らかになったというところでもあります。

今のクラスのことについては、校長が把握したのが2月ごろということですが、体罰は2学期が中心だったということなので、そこまで把握できている状況はありませんでした。

校長が把握したのは、ほかの教員から「誰々ちゃんが叩かれたらしいよ」ということで校長が2月の最初ぐらいに把握するのですが、何度かわたってこの教員に聞いてみても「やっていません」ということでした。

ある意味で、それは教室が見えない空間であるがゆえに、ほかの人が見ていな

いところで起きてしまった。しかも、繰り返されていたというところだということが明らかになりました。

1つは、学校として、この子供たちの声をいかに吸い上げられるかという体制ができていなかったのではないかということが1点と、それから、開かれた教室になっていなかったということが挙げられるかと思いますので、そのことをあわせて、学校の立て直しを図っていく必要があるかなというように思っています。

それから、USBの件ですが、この答案も含めて、扱いについて非常に軽いという認識はいずれの教員もあるかと思います。

昨日、この教員とヒアリングをしましたが、成績つけがやっと終わったという安心感で、引き出しの中に入れてしまったというところだそうなので、どうしてそこで返さなかったのかというのは、終わった安心感と、やっとやりたい仕事ができるというようなことだったそうですが、話は違うでしょう、やるべきことをやってから、やりたい仕事はやるべきだという話で指導させていただきました。

1つはUSBメモリの管理体制もよくないということが明らかになって、昨日、校長には指導しましたが、3日間続けて借りるという申請を、実はこの教員はしています。

土日を挟んで3日間というなら分かるのですが、平日で3日間借りているというので、持って歩いていて、そのまま返さない状況が続いていたために発見も遅れたということがあるかと思っております。

そういった意味では、借りるのは基本的には1泊分だけということで、朝に持ってきたら、たとえその日の夕方に作業をしようが何をしようが一回は戻すという、副校長がちゃんと確認をするというところが基本でしょうという話を改めてしました。

そういった意味では、情報セキュリティーの全体の枠組みとしての約束が各学校であるのですが、運用していく中での細かいチェックというのが甘いところが結構あるのではないかなというように思っていますので、改めて教育委員会からまた各学校に指導を図るというところになるかと思えます。

委員長 緑小の件については、特定の先生の話ですけれども、非常に残念なことであると思っております。

USBメモリは、私個人的にも結構机の上に置いたりして、管理はおろそかなんですけれども、小さいがゆえになくしやすいので、是非、大きいタグというか、札でもつけて、あちこち持ち歩くのでなければ、大きい札でもつけた方が、紛失は少なくとも防げるのではないかなと。

管理を徹底するのはもちろんなんですけれども、そういった形でも多少は防げるかなというようには思っております。

指導室長 この学校のUSBは、これは公費で買ったUSBで、教員一人一人に対応するのですが、名札がついているということなので、小さいものではありませんけれど

も、じゃらじゃらするという感じのものなので簡単に紛失するということが自体がちょっと考えられないこともあるということですが、現実的には発見に至っていないという状況です。

教 育 長 大変に取り組んできたわけですがけれども、このように体罰事案、あるいは個人情報紛失ということで、私の管理責任が大きいかというように思っておりますし、大変申しわけなく思っております。

そういう意味で、どういう対策を取るかということですがけれども、先ほど来、各委員さんからのお話がございますように、これといった決め手の対策というのを今、思いつかない状況であります。

ただ、一番思っておりますのが、いずれも業務を行っている、その責任の中で起きているということですので、しっかりと業務についての認識をそれぞれ個々の教員が持っているということが大事だというように思っております。

そういう意味で、いずれの場合においても、それぞれ違う原因があるわけですがけれども、基本的に、組織の風土ですとか、空気ですとか、そういうものが大きいのかなというように思っています。

先ほどの、特に緑小の問題ですがけれども、教室の中で行われている。そういう意味では閉鎖した空間の中で行われているということではありますけれども、ただ、これだけ長期間にわたって行われているということですので、そういうことは組織としてアンテナをしっかりと張っていれば何らかの形で誰かが察知できたのではないかとかというようにも思っております。

そういう意味では、職場の風土、あるいは空気、そういうものでしっかりと規律を正していくという、そういう空気、あるいは風土ですね、つくっていくことが大切なのかなと思っております。

そのために具体的な手立てをどうしていくかというのは、なかなか難しいところではありますが、やはり、体罰、あるいは服務に関することについて繰り返し全員で確認するとか、特に、そのためには管理責任者である校長が強いリーダーシップを取って、その校長の人格も含めて、教員に語りかけていくというようなことも大切なのかというように思っています。

そのために、できれば、マニュアルではないのですがけれども、最低、こういうことを学校で、校長が先頭に立ってやってほしいということについて少しまとめたいと思っておりますし、たまたま、今回、区立の桜川中学校の校長が直接当事者になってしまったという部分もあります。

そういう意味では、逆に、当事者としての立場から、どうしたら、逆に、管理者として各教員にそういう気持ちを伝えることができるのかということについても桜川中学の校長に考えていただいて、そういうことも踏まえながら、少し具体的な各学校への提案を教育委員会として指導していきたいなというように思っております。

いずれにいたしましても、体罰につきましては、教員一人一人がしっかりと意識すればゼロにできることでございますので、そういう視点を持って、教育委員

会、学校で取り組んでいきたいと思っておりますので、また委員の先生の皆様にも色々なお知恵をいただきながら、何か具体的なことがあれば、是非、ご提案いただきながら、そういうものを踏まえて対応していきたいというように思っております。

本当に申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○報告事項

10. 前板橋第五中学校長の処分について

(指一4・指導室)

委員長 では、報告10に移ります。「前板橋第五中学校長の処分について」、この案件は、人事案件のため非公開とし、議事進行の都合以上、委員会の最後に評決することとします。

○報告事項

11. 板橋区学校施設大規模改修検討委員会報告書について

(新一1・新しい学校づくり担当課)

委員長 報告11「板橋区学校施設大規模改修検討委員会報告書について」、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

新しい学校づくり担当課長 それでは、板橋区学校施設大規模改修検討委員会報告書につきまして、ご報告いたします。

この大規模改修の検討委員会につきましては、検討委員会設置時にご報告をさせていただいたところではございますけれども、6月に委員会を設置いたしまして、委員会は全部で5回、それから、具体的な作業部会であったりとか、打ち合わせ等を適宜行いまして、3月に報告書の方をまとめさせていただきました。

1つ、背景といたしましては、平成21年3月に決めました板橋区立学校施設あり方検討会報告書を策定いたしまして、具体的に実現されたものが板橋第一小学校であり、赤塚第二中学校、これから始まる中台中学校という、いわゆる改築3校ということでした。

今後はさらに老朽化が進み、学校施設の老朽化対策、そういったものに取り組まなければならないというような実情、背景がございます。

まず、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」で今後の学校施設整備と適正規模・適正配置を連動させて進めていくという大きな考え方を示したところではございますけれども、もともと、あり方検討会の報告書が改築をベースに考えられ、検討されたものでございますので、その下にぶら下がるというような形で、今後の長寿命化、大規模改修に関しての考え方をまとめさせていただいています。

前置きが長くなりましたが、報告書の内容でございますけれども、まず、第1章につきましては、現在の学校施設の整備の状況というものを記載してございます。

そして、6ページの第2章のところからが改修事業の位置づけということでご

ざいまして、これは魅力ある学校づくりプランでも表明いたしました維持改修ということと大規模改修という2つの改修区分というものを、ここでさらに深めた整理をしております。

これは、既存の校舎をどう改修していくのかというところを主眼に置いておりました、校舎の建築の経過年数や老朽度、それから改築までの時期にどう対応していくのかというようなことも含めまして、維持改修や大規模改修を選択していくものでございます。

7ページ目のところに、実際の改修内容というのを区分ごとに分けて、維持改修と大規模改修がどこまでの区分で対応して行くのかというのを少し表であらわしています。

第3章の方で、改修事業費の目標ということも示します。

そういったところで、改修の事業費の目標の中で、可能なものを実施するという事になってまいりますけれども、まず、その内容については学校間の環境格差をできるだけ少なくしていく。あるいは、当然利用する児童・生徒、教職員、さらには保護者や地域の皆さんに、改修の実際の効果というのでしょうか、実感が得られるような内容ということを目指していきたいというように考えています。

7ページの表にありますとおり、維持改修におきましては、基本的には設備の長寿命化を図るというものでございますので、大規模改修よりも対象となる内容が、少し矢印が短くなっております。

特に、教育機能の改善というところに関しましては、可能な範囲で行うという少し薄い矢印になってございますので、この部分につきましては、今後、さらに教室の機能改善、ICT化も含めた機能改善、あるいは環境面で言えば、木質化を初めとした部分につきましては、事業費に見合わせた形で可能な限り取り組んでいきたいというように考えています。

8ページ目からが改修事業費の目標、第3章になります。

2番のところで、改修事業費の目標といたしまして、維持改修につきましては、いわゆる全改築をするような改築事業費の35%以下を目標にいたします。

(2)の大規模改修につきましては、改築事業費の50%以下を目安とします。

また、工事費との比較では60%以下を目標といたします。

先ほどお話しした教育機能の部分につきましては、それぞれ改築事業費では最大20%、改築工事費では最大10%の加算ということで考えています。

3番では、事業費を抑える基本的な考え方ということで何点か挙げています。

もともと、この大規模改修の検討を行うというところでは、これまでは改築から改築経費の約7割でフルリニューアルするような大規模改修を行ってまいったのですけれども、少し老朽化で対策を急ぐ学校数が増えているような状況もあり、事業費を抑えるということも検討委員会の中では大きな視点として取り組んでまいりました。

その中で、1つといたしましては、各設備面であつたりとか、部位の改修を行ってきている学校も多いので、それらをデータ化するなどし、データに基づいた形で、改修の時期や、特に内容や範囲というものを判断していくことが重要だと

考えています。

特に、近年改修した箇所は改修しないということであつたりとか、実際に、例えば床だとか、壁だとか、例えば教室内、あるいは各図書室の書庫の類であつたりとか、家具の類であつたりとか、そういったもので傷んでいないような箇所は改めて改修しない、交換しないというような、そういったことも視点としては入っていくような形になります。

その他につきましては、例えば改修の方法であつたり、工法の部分も工夫が今後は必要となつてまいります。

事業費の構造分析につきましては、9ページ目のところで、改築事業費と、それぞれ大規模改修と維持改修のところで事業費の分析というのを行っております。

10ページ目からが第4章の検討方法というところになります。

ここでは、特に11ページ目の2の検討体制というところで、少し、色々な角度から話をいたしました。

検討委員会の中では、私どもの新しい学校づくり担当課以外でも、当然、営繕課にも入っていただきましたし、教育委員会の各課の方にも参加をいただいたところです。

特に、調整役といたしまして、新しい学校づくり担当課と営繕課がまず中心となりまして、学校施設を機械的に改修していくということではなく、それぞれの施設担当の部署の情報といったものを上手く調整していくということと、財政面もありますので、政策部門、企画財政部門との調整や情報共有ということで、調整役としての力を発揮していく必要があるというように考えています。

特に、改修によって、維持費であつたりといったものにもはね返ることが非常に大きいものですから、そういった部分での効果ということについてもしっかりと勘案しながら進めていく必要があるというように考えています。

12、13ページ目は特に同じような形で法定点検や調査の一覧であつたり、施設カルテのイメージであつたりということで、考え方を整理しています。

14ページ目以降は、第5章ということで、大規模改修計画の目標と検討課題ということになります。

基本的には、改築をベースに考えていましたあり方検討会報告書との一貫性ということで、板橋区としての学校改修の一貫性を持たせるということで、それらの項目となぞり合わせるような形での検討を進めています。

ただ、先ほども申しましたとおり、改修事業費の目標ということもございますので、この第5章に示すものについては可能なものを実施していく。

当然、それぞれの学校で改修しなくてもいい部位もございますので、改修事業費との関係とあわせて検討していくという形にしております。

こちらは全体計画であつたり、学習の環境であつたり、それぞれの分野のところで注意すべき点と、検討に当たっての課題というものを整理してございます。

今後についてでございますけれども、この大規模改修の検討委員会で整理していた内容というものを今後の大規模改修や維持改修のところで生かしていくというような形になります。

具体的には、平成28年度以降の新たな改築や大規模改修の部分で、実際のところではぶつけていくことになるのですけれども、魅力ある学校づくりプランでも申したいとおりに、平成27年度までに標準的な設計指針というものを定めてまいりますので、この大規模改修の具体的なあり方についても、その中で、もう少し具体的な改修内容というのを整理していくこととなります。

説明の方は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 このまま、どんどん改築を進めていったら、当然、計画どおりにはできないとか、予算を上回るとかいう中で、例えば適正規模・適正配置と一緒に考えていこうみたいな話があったりとか、今回、改修について、こういう形で決まってきたということで、随分、実現しやすい方向に多分なっているのだろうと思うのですけれども、その中で、改修事業費の目標というものが具体的に出ています。それが出ているということは、将来的にもある程度予算は大丈夫かなということを出ているというようなところの数値と見ていいのですか。

新しい学校づくり担当課長 検討委員会につきましては、区長部局も入っていただきまして、基本的な理解等はいただいているとは思っているのですけれども、当初は、事業費の圧縮というものに主眼を置いてやっていたところでありましたけれども、魅力ある学校づくりの検討を進めていく過程も含めて、大規模改修においても、一定、教育環境を整える必要があるというところで、1つは改修経費についてはなるべく使えるものは使う。圧縮というものも図りながら、その圧縮した分をできる限り教育環境を充実させるというところに、上乘せではないですけれども、そういうような形の考え方というのは、今回、打ち出している。

その部分については、どういう部分がプラスアルファの教育環境かということは今後整理していく必要があるのですけれども、一定、これまでの改修事業費よりは、圧縮を実現できるというふうにこの報告書の考え方ではできると思っていますので、むしろ、大規模改修においても一定の教育環境は向上するんだということは実現していきたいというように思っています。

谷田委員 これをベースに粛々と進んでいくのがいいというか、そこは最低限守られるといいなというように思います。

新しい学校づくり担当課長 今後は、いわゆる魅力ある学校づくりプランの実際の実施計画も含めた事業量とかも上がってまいりますし、その進め方でもう少し、第2期、第3期と進めていく中で、改築を待つのに、それこそ年数が必要な学校も出てまいります。

そういった学校について、どうこの大規模改修、維持改修を噛ませていくかということも大きな、少し長い目を見たときには計画上必要になってきますので、その辺の検討も必要かなと思っています。

委員長 改修については、老朽化対策のほかにも、時代に応じたニーズに対応していかなければいけないという部分が多分あると思いますので、最近のようにICT機器が増えてきますと、それに伴って空調が発生するとか、電源容量が必要になってくると色々ありますので、どうしても改修はやらざるを得ない部分が出てくると思います。教室のオープン化ですとか、あるいは教科別といった方向で進んでいると、普通の学校でもそういう部分も取り入れていかなければいけないと思いますので、そういった意味では、この報告書がきちんと整理されてあるのは非常に結構なことではないかと思っております。

新しい学校づくり担当課長 大規模改修では、基本的なこの器が変わらないような状況の中でいかに移していくかということなのですけれども、教室の機能を移すということは、かなり経費もかかってくるので、その中でスペースをどう有効に生かしていくのかということが必要になります。

そういった意味では、計画段階の考え方というのは非常に重要で、図書館とパソコン室をできればつながるような形でというのは、あり方検討委員会の報告書には出ているのですけれども、なかなか大きなゾーニング変更という部分では難しい面もあります。

だからこそ、こういった形で普通の教室周りを改善していくのかということは重要になってくるかとは思っています。

委員長 学校によっては、生徒数が減っていることによって、ある程度、教室が自由に使えるというところはやりやすいと思うのですけれども、教室が足りなくなっているような学校は結構きついと思います。

青木委員 続けて聞いていいですか。

13ページに法定点検調査一覧表が出ています。どういう形でやられているのかという確認の意味なのですけれども、配膳リフトの点検だとか、こういうのはエレベーターと同等な形でやられているのですか。例えばの場合ですけれども。

というのは、現状、ほかのところでこの配膳リフトに挟まれて亡くなったという防災関係の事故が実は非常に多くて、事故現場で確認してみると、ほとんど点検していなという事例が見受けられるので、もし、こういうものが学校や何かの設備で結構老朽化しているものも含めてありますと、ちょっと心配だなというのを1つ感じまして、この辺は是非エレベーターと同等の意味も含めて、点検を定期的にやっていただければというのが個人的な意見です。

あと、遊具や何かの老朽化に関してのものというのも、これもやはり区内では多分起きていないと思いますけれども、遊具、それからプールの排水溝等の老朽化の話でも、全国的には幾つか事故事例がありますので、この辺を、変な話、油断しないようにというところが非常に重要なかと思っておりますので、できるだけ早い時期に老朽化の種を見つけていただいて、なるべく早い段階での改善・改修

というのを心がけていただければと個人的には思っています。

よろしく申し上げます。

学務課長　　まず、給食の配膳リフトなのですが、学務課の方で、定期的に業者委託で点検しております。

設置と同時にリフトを設置している学校が多いので、老朽化の進んでいるところは、既に配電盤のユニットを交換するですとか、大きなものですと、そのエレベーターの基幹であります一番上の巻き取りの部分の交換をするですとか、そういった形で、業者から点検ができて、たしかA、B、C、Dとかという評価で、一番早急に点検・交換すべきというものは交換し、金額が大きくなってくると、新しい学校づくりとか営繕課と調整して、工事という形で修繕を行ったりしているところがございます。

また、プールの方につきましても定期的に清掃を行ってございまして、その中で、排水溝周りであったり、そういうところも、例えば保護するビスが取れているとか、錆が腐食している等の不備があれば、塗装等も含めて、金額等に応じて、新しい学校づくり担当課と連携しながら、修理をしたり、改修したりという形で進めているところがございます。

青木委員　　昇降機や、この配膳のリフトを含めて、告示改正が結構頻繁に起こっているのです。地震に対しての対応。地震が起こっても外れないように、ロープが外れないようにとか、配膳リフトも含めて、小荷物用昇降機という形もそうなので、この辺のところとかは、そういう業者さんが告示改正をちゃんと意識されて、それに対応されているかというのを行政の方で確認をお願いしたいと思います。

学務課長　　確認したいと思います。

青木委員　　よろしく申し上げます。

新しい学校づくり担当課　　もう1点、遊具につきましても、新しい学校づくり担当課で点検を行っております。特に古いものについては、錆や土台のところで不安定な状況になることもございますので、学校によっては、例えば遊具自体を取りかえたりというようなこともございます。

ただ、昔と結構基準が変わってきてございまして、設置基準というのでしょうか、どれぐらいすき間を開けなければいけないということで、不具合が出てきた場合は撤去してしまう部分が結構あるのです。

そういったことで、なるべく学校はこの登り棒は残しておいてほしいというようなところで、溶接的な修理を行ったりして使っていることもございますが、その際も、振動というのでしょうか、揺れたり、落下しないような形とか、そういったことは注意しながら、現実として使い続けるというケースは多い状況です。

青木委員　これは個人的な希望でもありますけれども、公園には遊具がほとんど撤去というのでなくなっているのです、全て学校という形で残していただけるような方向で考えなければと思います。是非、お願いします。

委員長　では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。なければ、私から2点だけ報告させてください。

1点は、3月20日、大山小学校の卒業式・閉校式が無事に終わりました、色々とお世話になりました。ありがとうございました。

実は、この日、開式前に校長先生と一緒に全教室を回りました。ちょっと泣いた児童もいたそうですけれども、みんな、元気な様子で安心しました。

閉校式の方でも、児童の呼びかけも大変素晴らしいもので、よかったのではないかと考えております。

それから、3月25日は板橋第二小学校の卒業式に行きましたけれども、ここでは、児童が卒業証書を受け取る前に、舞台の上に乗っていますけれども、そこで中学生の抱負を1人ずつみんなが語っていた。それは大変よかったと思いましたので、一応、ご報告させていただきました。

以上でございます。

ほかに、よろしいですか。

(はい)

委員長　それでは、先ほど申し上げましたように、報告7と報告9については、非公開として聴取いたします。

なお、この報告をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○報告事項

7. 平成26年度区立学校管理職異動について

(指—1・指導室)

(非公開)

○報告事項

10. 前板橋第五中学校長の処分について

(指—4・指導室)

(非公開)

委員長　最後に、私から報告させていただきます。

このたび、3月31日を持ちまして、谷田委員が任期満了となりまして、大変

残念でございますが、ご退任されることになりました。

谷田委員におかれましては、平成14年4月に就任されて以来、12年間という長きにわたり板橋区の教育行政にご尽力いただき、ありがとうございます。

今日が最後の教育委員会になりますので、谷田委員から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

谷田委員、お願いいたします。

谷田委員 今、お話がありましたけれども、12年間大変ありがとうございました。

37歳からやらせていただいて、今年で50になるので、40代をずっとやらせていただいていたということになると思えます。どれだけ板橋区の教育の向上に貢献できたか分かりませんが、少なくとも私にとってはかなり貴重な体験もできましたし、一番下の子が2歳ぐらいのころからやらせていただいていたので、この教育委員をやっていたおかげで父親としても成長できたかなというふうに思っています。

12年やらせていただいたわけですがけれども、実はまだまだ課題はあって、多分、この2年間ぐらいでいうと、教科書もありますし、教育支援センターもありますし、何と言ったって、教育ビジョンをまたつくるというようなこともあって、色々と大変な時期に抜けさせていただくことになってしまって、ちょっと申しわけない気もする反面、逆に、ちょっとほっとしているところもあるのかなというのが本音のところでは。

色々とあるとは思うのですがけれども、1つだけ言わせていただければ、やっぱり教育支援センターかなというふうに私はすごく思っていて、個人的に、4月以降に注目したいなと思っているのは、センター長を誰がやるかということかなというふうに思っています。

これから板橋にとって、とても大事な場所に私はなっていくのではないかなというように思っていますし、常日ごろ委員会の中でも発言させていただいていますが、先生たちにとって、成長したい先生は、「一回は板橋で先生をやってみないね」と言われるような、そんな行政府になっていくことが板橋区の教育力を上げる一番大事なポイントになるかと思っております。

何か、こんなタイミングで抜けさせていただいて申しわけないのでけれども、次の方も私は面識があって、先ほど紹介もありましたけれども、たまたま、この間、志村第三中の卒業式でも、この話は全くしませんでしたがお会いしました。

もちろん私より若くて、PTA会長の経験もあって、国際感覚も豊かで、環境教育も多分、色々なお話ができるようなタイプの方で、私とはまた雰囲気随分違うなという感じがあるかもしれないのですが、是非、温かく迎えていただいて、非常に知見をお持ちの方だと思いますので、是非、いい形で教育委員会をさらによいものにしていただけたらいいのではないかなというように思っています。

12年、どうもありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。また、色々と別な立場で、ご支援・ご協力いただけ

れば大変ありがたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 00時 07分 閉会